

※今後、厚生労働省からのQ&A等が発出された場合は、当該Q&A等に基づき事務処理を行っていただく必要があることを申し添えます。

No	サービス種別	報酬・基準	区 分	質問	回答
1	特定施設入居者介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホーム）	基準	協力医療機関	令和6年度介護報酬改定において、運営基準に「協力医療機関の要件」が定められたが、協力医療機関と締結している協定書に当該要件が明記されていない場合で、実際の協力内容としては満たしている要件がある場合、当該要件を明記した協定書を交わし直す必要があるか。	運営基準の要件を満たしていることを確認できることが求められることから、協力医療機関との協力内容として満たしている要件（運営基準に定める文言）については、原則として、協定書等に明記してください。 なお、協定書等を交わし直していない場合は、口頭の申出のみでは要件を確認できないことから、当該協力医療機関と協力内容について確認した上で、事業者において満たしている要件、当該要件を満たした時期等を確認できる書類を別途作成してください。（「協力医療機関に関する届出書」にも添付が必要です。）
2	特定施設入居者介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	報酬	協力医療機関連携加算	「協力医療機関連携加算」の算定において「協力医療機関に関する届出書を速やかに提出する」こととされている。 この際に添付する協定書等には要件が明記されていない場合であって、満たしている要件に関する申出書を添付する場合、「協力医療機関連携加算」はいつから算定することができるか。	「協力医療機関連携加算」の上位区分（100単位）は、協力医療機関との協力内容として、運営基準に定める全ての要件を満たしている必要があります。 このため、原則として、協力医療機関との協定書等に満たしている要件（運営基準に定める文言）を明記した協定書を取り交わした日以降に算定することができます。 ただし、協定書等に記載がなく、別途満たしている要件が確認できる申出書等を添付する場合は、当該申出書において各要件を満たした年月日を明記することで、全ての要件を当該満たした日以降において算定することができます。

【参考】

協力医療機関の要件	第1号	入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
	第2号	当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
	第3号	入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

※上記は、介護老人福祉施設の運営基準の例。

※第3号は、特定施設入居者介護、認知症対応型共同生活介護及び軽費老人ホームの運営基準には含まれない。